

千葉県ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム
更新に係るコンサルティング業務
仕様書

令和3年4月

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課

1 本業務の概要

(1) 件名

千葉市ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム更新に係るコンサルティング業務

(2) 背景

市内外の利用者において、市 HP は市政情報を入手するために必要不可欠なツールとなっている。また、近年の度重なる風水害や新型コロナウイルス対策など、市 HP での情報発信が生命に関わる重要な役割を持つようになってきた。よって、外部専門識者による、最新の市場動向なども踏まえた本市 HP の診断・評価等を行ったうえで、市 HP のリニューアルの方針を決定する必要がある。

(3) 目的

本業務では、令和4年度に予定している市 HP 及び CMS 更新業務に係る仕様書を取りまとめる一連の作業について、専門的な観点から支援を受けることで、市 HP 及び CMS 更新時に以下を実現できることを目的とする。

- ・市 HP が持つ課題を解決する
- ・市 HP の広報広聴媒体としての機能を強化する
- ・市 HP の適正かつ効率性のある運営を可能とする
- ・本市の魅力を十分に伝えることができる情報受発信を可能とする

(4) 作業期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(5) 対象範囲

対象範囲は、市 HP (city.chiba.jp) ドメインに含まれるページとする。

(6) 履行場所

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課が指定する場所

2 作業項目

本業務の作業項目は以下のとおりとする。

作業の際には、最新の情報通信技術、市場や国、地方公共団体等の動向を踏まえ、専門的な視点に立って本委託業務を遂行すること。また、本市との調整を密に行うこと。

(1) ホームページ診断・評価、構成案の作成

以下に記載するア～エの書類等を作成すること。また、その内容を本市に説明する場を設けること。

ア 千葉市ホームページ評価診断報告書の作成

市 HP の調査・分析を行い、市 HP の良い点や課題点等をまとめた「ホームページ評価診断報告書」を作成すること。

調査・分析においては、自治体 HP や広報全般に深い知見を持つもの（2 名以上）を選任して行うこととし、調査・分析を行う前に本市にプロフィール等を説明し、本市の承諾を得ること。

イ 千葉市ホームページ評価診断に基づいた、市 HP 全体の構成案の作成

上記アで行った診断に基づき、市 HP 全体の構成案を作成すること。構成案については、本市と協議しながら作成を行うこと。

ウ 主要ページのページ構成案（ワイヤーフレーム）の作成

上記アで行った診断に基づき、主要ページのページ構成案（ワイヤーフレーム）を作成すること。構成案については、他自治体等の傾向なども踏まえ作成し、本市と協議を行うこと。

エ 市民向けアンケートの設問案作成

本市で実施している「WEB アンケート」において、令和 3 年 7 月にホームページに関して市民向けアンケートを実施するため、その設問案を作成すること。また、アンケート結果を踏まえて、市 HP 構成案等を作成すること。

(2) CMS ベンダーへのホームページ及び CMS に関する調査 (RFI)

本市ウェブサイトの制作・運用に必要な機能要件等について CMS ベンダーへ RFI（情報提供依頼）を行うために、以下のア～ウの業務を行うこと。

ア RFI 先の CMS ベンダーの選定（調査先候補の提案）

調査を行う CMS ベンダーを 5 社程度選定し、本市に提案すること。CMS ベンダーは自治体の導入実績を複数有するものとする。その導入状況や特徴を合わせて説明すること。

イ CMS ベンダーへの調査票の作成

情報提供依頼文及び以下の（ア）～（エ）の項目を徴取する調査票を作成すること。なお、調査票作成においては本市の現行 CMS の機能や他 CMS の機能などを調査のうえで行うこと。

（ア） CMS が実装している各種機能の有無

（イ） カスタマイズ開発の要・不要

（ウ） 必要となるサーバ等の機器（外部データセンター利用を原則とする）

（エ） 「2（3）市 HP 及び CMS 更新費用の積算」に必要となる情報

ウ 調査結果の取りまとめ

「イ CMS ベンダーへの調査票の作成」で作成した調査票は、本市から各社へ依頼を行い、回収を行う。回収した調査票を提供するので、その内容を取りまとめ、報告書を作成、提出すること。また、本市に報告書の内容を説明する場を設けること。

(3) 市 HP 及び CMS 更新費用の積算

市 HP 及び CMS 更新に必要な費用を積算すること。見積もりは以下に区分すること。

- ア 次期市 HP の設計に係る費用
- イ デザイン、テンプレートなど CMS の実装に係る費用
- ウ 次期 CMS へのコンテンツ移行費用
- エ CMS カスタマイズ開発費用
- オ CMS 設定費用
- カ 研修等に係る費用
- キ サーバ等機器に係る費用
- ク 市 HP 及び CMS の運用管理に係る費用
- ケ その他市 HP 及び CMS 更新に必要となる費用

(4) 市 HP 及び CMS 更新業務の調達に係る資料等の作成

令和4年度に予定している市 HP 及び CMS 更新業務の調達に係る資料（以下ア～エ）を作成すること。（予算調整等に伴う、仕様書の修正等の作業も含むものとする。）なお、CMS 更新業務の調達は総合評価落札方式一般競争入札で行うことを想定している。

- ア 調達仕様書
 - (ア) 調達内容（目的、期間、場所など）
 - (イ) 体制・執行（実施体制、スケジュール）
 - (ウ) システム要件（CMS 機能要件表、データセンター要件、ネットワーク要件表など。）
 - (エ) ホームページ再構築要件（方針、サイト構成、デザイン、コンテンツなど）
 - (オ) その他（教育・研修、運用・保守、研修・納品物など）
- イ 提案実施要領
- ウ 落札者決定基準
- エ その他、必要となる調査及び書類の作成

(5) 会議の開催

下記の会議を開催すること。なお、会議は基本的に千葉市役所庁舎内で行うこと。ただし、感染症の状況などにより、WEB 会議での実施も許容する。また、各報告会の進行、議事録の作成、スケジュール調整及び懸案事項の管理は受託者が行うこと。

- ア キックオフ会議
 - 作業計画書（委託契約書第3条）を作成のうえ、業務スケジュール等の調整を行うこと。
- イ 定例の進捗報告会
 - 月に1回程度、各作業の進捗状況等の報告会を実施すること。
- ウ 臨時会議
 - 緊急を要する報告、検討等については、必要に応じて会議を実施すること。

(6) 成果物の作成、納品

受託者は次の成果物を1部製本して納品すること。また、電子ファイルを収録した CD-ROM を2部納品すること。以下の「カ」については、令和3年6月上旬まで、「エ」については令和3年9月上旬まで、「オ」については令和3年10月中旬まで、その他の成果物は令和3年

1 2月末までに一度電子媒体によって提出し、契約期間終了時に正式納品を行うこと。

以下の「キ」については、「2（5）会議の開催」の会議資料、議事録も含むこと。

なお、A3ないしA4の用紙を基本とし、Microsoft Word 2019、Microsoft Excel 2019 又は Microsoft PowerPoint 2019 のいずれかの形式（テキストが機械可読性のある形式）で提出すること。

ア 千葉県ホームページ評価診断報告書

イ サイト全体の構成案・主要ページのページ構成案（ワイヤーフレーム）

ウ ホームページ及びCMS 調査結果報告書

エ 市HP 及びCMS 更新費用の積算資料

オ 市HP 及びCMS 更新の調達仕様書等一式

カ 市民アンケート設問一覧

キ 報告書

（7）その他

ア 業務体制

業務遂行にあたり、「業務実施体制」を明確にし、「業務全体の責任者及び工程ごとの責任者・担当者」を定め、本市に通知すること。本業務を確実に実施できる知識・経験を持ったメンバー（同様の業務経験を豊富に持っている、業務全体の責任者はプロジェクト管理の知識に長けているなど）にて業務実施体制を組むこと。

なお、本市が、業務の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合には、業務実施体制を含め、その改善を受託者に求めることが出来ることとする。

イ 千葉市の求めに応じた助言

本業務において実施した内容、及び関連する内容について、千葉市の求めに応じて助言を行うこと。

ウ その他

本仕様書に記載した内容以外でも、本市の目的を達成するために必要となると認められる作業が存在する場合には、本市と協議の上、実施を検討すること。

3 契約に関する条件

（1）業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 本市は、本業務の履行につき著しく不相当と認める場合は、受託者（再委託先についても同様とする）に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を請求することができる。

イ 受託者は、上記（ア）による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、本市に対して文書により通知しなければならない。

（2）著作権の取り扱いについて

本契約に基づき作成される成果物等の著作権に関する取扱いについては、次に定めるとお

りとする。

ア 受託者は著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、本市に無償で譲渡するものとする。

イ 本市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために仕様等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者で任意に公表することができるものとする。

ウ 受託者は、本市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（3）その他

本委託業務の受託者は、令和4年度に実施予定の「市政情報提供システムの構築及び運用管理業務委託（仮称）」を受託することができない。